

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月21日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) 横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙投票用紙 135,500枚の印刷
- (2) 紙製養生シート 140本の購入

2 履行（納品）場所

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課ほか1か所
- (2) 南区役所
横浜市南区浦舟町2丁目33番地

3 契約日

- (1) 令和7年1月17日
- (2) 令和7年1月15日

4 履行日又は履行期間

- (1) 契約締結した日から令和7年2月4日まで
- (2) 令和7年2月6日

5 契約金額

- (1) 775,060円
- (2) 770,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 株式会社ナデック
横浜市鶴見区矢向3-15-27
- (2) 株式会社湘南ワイパーサプライ
横浜市泉区上飯田町286-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 投票用紙は、極めて短い期間の中で校正等を特に慎重に行う必要があり、選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品するためには、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者、立候補者及び本市にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (2) 養生シートは、誰もが投票しやすい投票所の環境づくりのため、配線での躓きや雨などで滑って転倒しないように養生するだけでなく、投票所及び開票所として借りている施設などの床を汚さないようにするために必要であり、投票所の設営が行われる選挙期日前日より前に納品するためには、準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 有資格者名簿に登録されている業者にヒアリングを行ったところ、選定事業者のみが納期までに対応可能との明確な回答があり、迅速かつ確実に対応可能と判断したため。
- (2) 直近の衆議院議員選挙時において当該物品作成納入業務にあたった経験があり、早期かつ確実に対応可能と判断したため。

9 所管課

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
- (2) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課